

第1 資産の管理

1 固定資産と管理

水道事業は、電力・ガス事業等と同様、膨大な施設・設備を必要とする「装置産業」であり、当局は、お客さまに安全でおいしい水を安定的に供給するため、各種の固定資産を保有し、維持管理している。

固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資資産の三種類がある。

有形固定資産としては、土地、建物（営業所等）、構築物（ダム、浄水施設等）、機械及び装置（ポンプ等）、車両運搬具、器具備品等がある。

また、多摩川上流域の水源かん養を目的として、都の西部地域から山梨県にまたがる広大な土地に水源かん養林を保有し、維持管理している。

無形固定資産としては、電気通信施設や共同溝等の施設利用権、利根川水系のダム使用権、借地権等がある。

さらに、投資資産として、出資金や預託金等がある。

これら固定資産全体の局保有高は、平成27年3月末時点で、約2兆4,070億円（表6-1参照）である。

今後も、固定資産は、水道水に対するお客さまニーズの高度化・多様化への対応、施設の耐震性強化、老朽施設の更新等に伴い、保有高の増減が予想される。

これらの固定資産がそれぞれの機能を最大限発揮できるようにし、お客さまに24時間絶え間なく水道水を供給し続けるため、当局は、地方自治法、地方公営企業法等に基づき、東京都水道局固定資産規程を定め、台帳整備、保全維持管理、管理状況調査等を通じ、適正な固定資産管理を行っている。

表6-1 当局保有固定資産の内訳

（平成27年3月末現在）単位：千円

区 分	水道会計	工水会計	合 計
有形固定資産	2,320,285,112	23,738,101	2,344,023,213
土地及び立木	251,839,500	1,045,841	252,885,341
建物	167,120,279	208,961	167,329,240
構築物	1,563,053,266	21,676,714	1,584,729,980
機械及び装置	153,351,110	627,386	153,978,496
その他	2,909,163	3,279	2,912,442
リース資産	116,561	0	116,561
建設仮勘定	181,895,233	175,920	182,071,153
無形固定資産	61,645,744	209,151	61,854,895
施設利用権	32,891,372	194	32,891,566
ダム使用権	26,827,256	207,322	27,034,578
借地権	531,866	0	531,866
リース資産	0	0	0
その他無形固定資産	1,395,250	1,635	1,396,885
投資資産	1,159,521	0	1,159,521
出資金	1,050,655	0	1,050,655
その他投資	108,866	0	108,866
合計	2,383,090,377	23,947,252	2,407,037,629

（注1）本表は、企業用固定資産及び普通固定資産の合計である。

（注2）金額は、投資資産においては取得原価、有形固定資産（土地及び立木並びに建設仮勘定を除く。）及び無形固定資産においては減価償却後のものである（千の位未満四捨五入）。

2 用地の管理と活用

当局所有の用地は、その約90%が水源地域（水源かん養林）であり、残りの約10%は、貯水池、浄水場、管路等の施設用地、営業所等の事務所用地及び材料置場等のその他用地に区分される（表6-2参照）。

表6-2 当局用地用途別内訳

（平成27年3月末現在）

用途	面積（千㎡）	比率（%）
局用地	242,701 (86)	100.00 (100.00)
水源かん養林	222,691 (0)	91.76 (0)
施設用地	19,640 (79)	8.09 (91.86)
事務所用地	87 (3)	0.04 (3.49)
その他用地	283 (4)	0.12 (4.65)

（1）用地の管理

当局は、用地を適正に管理するため、各部（所）に土地管理責任者を置き、用地の保全及び不適正使用の是正を図るとともに、土地管理資料を整備している。

また、水道事業の目的を妨げない範囲で土地の使用許可や売却等を行っている。

（2）用地の有効活用

水道管路用地の多くは、主要幹線道路や緑道（公園）等の公共施設として開放され、都民生活向上のために貢献している。

一方、保有資産を有効に活用して収益の確保を図ることは、水道事業の経営基盤強化を図る上で重要な施策である。

局は、水源かん養林を除いても約2,000万㎡に上る膨大な事業用地を所有しているが、このうち一部の用地については、市街地再開発事業への参画、共同ビルの建設、公共住宅と局施設との合築、駐車場用地とし

ての貸付け、連担建築物設計制度による未利用容積の活用、事業用借地権の設定等、種々の有効活用を実施している。

なお、再開発事業及び共同事業においては、平成26年度末現在、15のビルで、約110,300㎡の事務所床等を保有し、このうち約99,300㎡を民間企業等に賃貸しており、資産の有効活用の大きな柱となっている（表6-3参照）。

表6-3 土地関係収入内訳（税抜）

（1）水道事業会計

単位 百万円

	24年度	25年度	26年度
土地使用料	1,797	1,843	1,901
建物使用料	4,980	4,578	4,854
土地売却益	615	45	275
計	7,392	6,466	7,030

（2）工業用水道事業会計

単位 百万円

	24年度	25年度	26年度
土地使用料	175	176	176
建物使用料	1	0	0
土地売却益	0	0	0
計	176	176	176

※ 端数処理により誤差が生じる場合があります。

（3）所在市町村交付金

国又は地方公共団体が所有する固定資産については、地方税法上、所在地の市町村が固定資産税を課することはできないが、一般の私有財産と同様の資産について負担の均衡を図る必要があること及び市町村の税財政に著しい影響を及ぼしている資産について、所在市町村の自主財源に配慮すべきことから、国又は地方公共団体から該当市町村に交付金を交付することとされている（国有資産等所在市町村交付金法）。当局も同法に基づき、次に挙げる土地、建物等の固定資産について、該当市町村に対し、交付金を交付している。

ア 取水・貯水・浄水施設の土地

イ ダムの用に供する固定資産

ウ 公舎の土地及び建物

エ 貸付資産

なお、平成26年度の交付総額は、約18億2,761万9千円である。

3 貯蔵品の管理

貯蔵品とは、当局で貯蔵している未使用の水道工事事用材料（以下「材料」という。）をいい、棚卸し経理を行うべき資産である。

材料調達的方式としては、「支給材料方式」と「工事請負者持ち方式」がある。

「支給材料方式」とは、材料を貯蔵品として当局が購入・管理し、工事請負者にも支給する方式で、規格の統一、品質の確保、円滑な材料調達、一括購入による価格の低廉化及び突発事故や震災等の際の即時調達というメリットがある。この方式は、戦前から採用され、当局の事業執行において大きな役割を果たしてきた。

しかし、製造技術の向上や規格の整備等により、市場で良質な材料が容易に調達できるようになったことや貯蔵品を備蓄するための経費や用地を要することなど、材料を取り巻く環境が変化したことに伴い、平成13年4月から、突発事故等の緊急工事を除いて、工事を行う請負者が材料を自ら調達する「工事請負者持ち方式」へ移行した。このことにより、コストの縮減と用地の有効活用を図ることが可能となった。

他方、近年の他都市における地震被害の実情を踏まえ、震災への対応力を更に強化する必要性が生じたため、震災復旧及び緊急事故対応のための資材備蓄体制を見直し、平成19年10月に基本方針を策定した。

この方針に基づき、平成19年度から平成21年度までの3か年で、被害想定に基づく復旧用材料の備蓄量を、応急復旧活動の3日分から10日分に拡充し、保管場所の再編整備を図った。貯蔵品の保有状況は、表6-4及び図6-1のとおりであり、現在は、新砂資材置場、鹿浜緊急資材置場、狛江緊急資材置場、上井草緊急資材置場、多摩資材置場、八王子緊急資材置場、大原緊急資材置場、芝給水所内資材置場、晴海緊急資材置場及び港南保管場（暫定）の10か所で保管している。

なお、震災時には、迅速・確実に材料を確保する必要があることから、備蓄する10日分以降の調達については、協定に基づき、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する「支給材料方式」で行うこととしている。

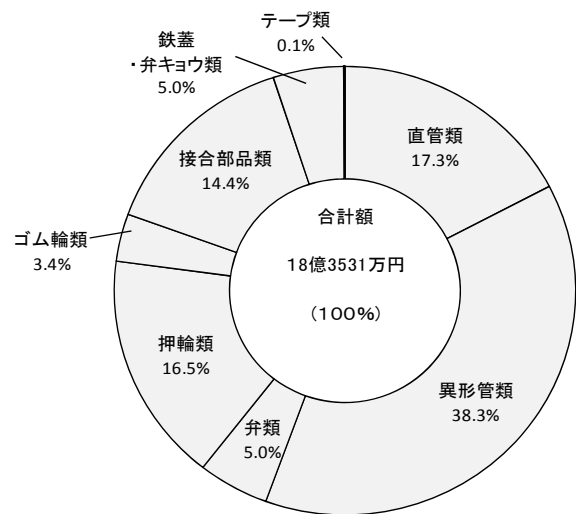
表6-4 年度別貯蔵品受払額（過去5か年度）

（単位 千円）

年度 (平成)	受入額 (A)	うち、前年度繰越分を除いた額	払出額 (B)	期末残高 (A)-(B)
22年度	2,313,705	481,011	575,601	1,738,104
23年度	2,176,484	438,380	516,919	1,659,565
24年度	2,021,045	361,480	399,411	1,621,634
25年度	1,874,559	252,925	263,426	1,611,133
26年度	2,130,467	519,334	295,158	1,835,309

（注）金額は消費税抜きである。

図6-1 貯蔵品品別保有割合（平成26年度末）



4 知的財産権の管理

当局が管理する知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権がある(表6-5参照。出願中のものも含む。)。特許、実用新案及び意匠のうち、職員が職務に関連して行った発明は、特許法上、職務発明として取り扱うものとされている。

当局では、昭和60年に「東京都水道局職員の職務発明等に関する規程」を制定し、職務発明の取扱いを明確にするとともに、職員の発明意欲を促進し、水道技術の向上に貢献することとしている。

職員が職務に関連して発明をした場合は、当局は、その届出を受けた後、職務発明審査会に付議し、当該発明が職務発明に該当するかどうかを認定し、当該発明に係る特許を受ける権利等を当局が職員から承継するかどうかを決定する。承継した権利等については、その保全のため、特許出願、審査請求等の必要な管理を行っている。

当局における職務発明は、主として業務を遂行していく上での問題解決の中から発案された技術的なものが中心となっている(代表例：管接続構造、ポリエチレンスリーブ工法およびポリエチレンスリーブ)。

近年の取組としては、平成18年度に策定した「東京都水道局知的財産基本方針」に基づき、規程の具体的解釈や事務取扱について「東京都水道局知的財産取扱指針」を策定、出願・登録案件のデータベース化及び共有化、管理運営体制の整備など、知的財産管理の適正化を図っている。

表6-5 出願・登録件数等の現状

(平成27年3月末現在) 単位：件

出願項目 状況	出願項目					計
	特許	実用新案	意匠	商標		
権利登録中	40	0	5	6	51	
出願中	5	0	0	0	5	
小計	45	0	5	6	56	
拒絶査定を	65	15	0	0	80	
権利期間終了及び権利放棄したもの	48	18	5	0	71	
合計	158	33	10	6	207	

5 営繕業務

当局所有の建物としては、区部の支所・営業所・職員住宅を始め、多摩地区の庁舎、浄水場本館、給水所事務所があり、経理部営繕課や各部署において建物の建築、改修及び保守を行っている。

さらに、庁舎や職員住宅については、緊急修繕・空家補修も実施している。

支所・営業所などの庁舎の整備の際には、お客さまにとって利用しやすい庁舎となるよう改善を行っている。具体的には、高齢者や障害者に配慮したスロープや点字ブロックの設置、身体障害者対応トイレの設置などバリアフリー化に取り組んでいるほか、案内表示の統一を推進している。

また、建物のコスト縮減や環境負荷の低減に努め、CO₂削減対策に取り組んでいる。

老朽化した建物については、関係部署と調整の上、建替えや改修工事を進め、建物の安全性の確保に努めるとともに、照明や空調機器等の諸設備の更新・維持補修も計画的に実施している。

屋上・壁面緑化については、「東京都水道局環境計画」の一環として積極的に実施するなど、環境配慮型庁舎の建築を進めている。

さらに、大規模震災時の各庁舎等における事業の継続性を確保するため、庁舎の安全性点検調査に基づく補修等を順次取り組んでいく。

表6-6 庁舎等の主な整備

(1) 平成26年度完成した主な工事

墨田営業所改修工事
青梅サービスステーション非常用自家発電設備設置工事
多摩水道立川庁舎水質試験室改修工事
金町事務所改修工事

(2) 平成27年度着手予定の主な工事

(仮称)国分寺緊急資材置場整備工事
町田サービスステーション検針委託履行場所整備工事
東部建設事務所非常用自家発電設備設置工事